福県医発第１５８５号（地）
平成１９年１２月　７日

受付
19.12.10
小郡三井医師会

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　横　倉　義　武
（公印省略）

日本私立学校振興・共済事業団加入者証等の更新について

日本私立学校振興・共済事業団の加入者証および遠隔地被扶養者証の更新が平成１９年１２月１日より実施されることになり、日本私立学校振興・共済事業団理事長より日本医師会を通じて別添のとおり周知方協力依頼がありましたので、ご連絡いたします。

今回実施される更新の概要は、下記のとおりでありますので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

１．加入者証等の更新は平成１９年１２月１日より実施される。
２．事務処理等の関係上平成１９年１２月１日前に新しい加入者証等が発行される場合がある。
３．加入者証等の色地等詳細については、別紙見本のとおりである。

小郡三井医師会より　　担当理事　友清　明

小郡三井医師会
H19.12.10
丸山

医療

日医発第７５８号（保151）
平成１９年１１月２７日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
唐　澤　祥人

日本私立学校振興・共済事業団加入者証等の更新について

日本私立学校振興・共済事業団の加入者証および遠隔地被扶養者証の更新が平成１９年１２月１日より実施されることになり、日本私立学校振興・共済事業団理事長より別添のとおり周知方協力依頼がありましたので、ご連絡いたします。

今回実施される更新の概要は下記のとおりでありますので、貴会会員への周知方ご高配賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

１．加入者証等の更新は平成１９年１２月１日より実施される。
２．事務処理等の関係上平成１９年１２月１日前に新しい加入者証等が発行される場合がある。
３．加入者証等の色地等詳細については、別紙見本のとおりである。

（添付資料）
・加入者証等の更新について
（平19.11.2　私共資第627号　日本私立学校振興・共済事業団理事長通知）
・新たに交付する加入者証等の見本

福岡県医師会
受付
19.11.29
3322

私共資第627号
平成19年11月2日

日本医師会
会長　唐澤 祥人　　殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長　鳥居泰彦

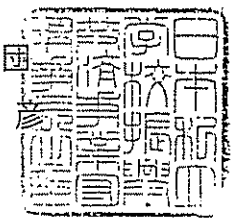

加入者証等の更新について

平素から、私学事業団の共済事業につきましては格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当事業団が現在加入者に交付しています加入者証及び遠隔地被扶養者証（以下、「加入者証等」という。）は、平成１９年１１月３０日で有効期限が切れるため、平成１９年１２月１日を期して加入者証等の更新を実施いたします。

つきましては、新たに交付する加入者証等の見本をお送りしますので、関係各位に御周知方お取り計らいくださいますようお願いいたします。

なお、事務処理の関係上、平成１９年１２月１日前に新しい加入者証等が発行される場合がありますので、併せて御周知方よろしくお願いいたします。

福祉施設等利用証

加入者氏名

加入者番号

本証は、裏面に記載する事業団の福祉施設等を利用する際の証です。

有効期限

日本私立学校振興・共済事業団
共済事業本部 ☎(03)3813−5321
〒113−8577 東京都文京区湯島1丁目7番5号

	氏　名	生年月日
被扶養者欄		年　月　日
学校等 所在地		
学校等 名称		

切り取ってご使用ください

(1)

私立学校教職員共済加入者証			
加入者番号		記号	番号
加入者	氏名		性別
	生年月日		
	住所		
	資格取得年月日		
学校等	所在地		
	名称		
発行機関	所在地	東京都文京区湯島1丁目7番5号	
	保険者番号	3 4 1 3 0 0 2 1	
	名称及び印	日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 ☎(03)3813−5321	
交付年月日			
有効期限			

(2)

被扶養者氏名 / 生年月日	性別	認定年月日 続柄	事業団印
		. .	
		. .	
		. .	
		. .	
		. .	
		. .	

(6)

注意事項

1. この証の交付を受けたときは、直ちに、住所欄に住所を記入し、大切に保持してください。
2. この証では、職務上で発生した傷病又は労働者災害補償保険法の規定により保険給付が行われる通勤災害については、診療は受けられません。
3. 次の者は、老人保健法の医療を受けることになりますので、老人保健法の健康手帳にこの証を添えて、保険医療機関等に提出してください。
   (1) 75歳以上の者（平成14年9月30日において70歳以上である者を含む。）
   (2) 65歳以上75歳未満の者で市町村長の障害認定をうけているもの
4. 保険医療機関等から診療を受けようとするときには、必ずこの証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、この証に高齢受給者証を添えて）その窓口で渡してください。この場合には、その傷病の療養が終わるまでこの証は保管され、療養が終わってから所要の事項が記入されて返されます。
5. この証で診療を受けたときは、次の額をそのつど支払ってください。
   (1) 保険診療の費用（(2)の費用を除く。）
   ア 加入者　3割に相当する額
   ただし、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証に記載された一部負担金の割合に相当する額となります。
   イ 被扶養者　3割に相当する額
   ただし、3歳の誕生日に属する月（誕生日が月の初日である場合はその前月）以前の場合は2割に相当する額、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は高齢受給者証に記載された一部負担金の割合に相当する額となります。
   注 老人保健の医療を受けたときの負担額は上記と異なります。
   (2) 入院時の食事療養又は生活療養に要する費用　定額の標準負担額又は生活療養標準負担額
6. 加入者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を学校法人等を経て事業団に返してください。
7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

B002
19.10

7090192100316-121171

(5)

被扶養者療養給付記録

氏名	傷病名	開始年月日	終了年月日	転帰	請求金額	認印
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			

(4)

被扶養者療養給付記録

氏名	傷病名	開始年月日	終了年月日	転帰	請求金額	認印
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			
		. .	. .			

(3)

加入者療養給付記録

傷病名	開始年月日	入院年月日	終了年月日	転帰	請求金額	認印
	. .	. .	. .			
	. .	. .	. .			
	. .	. .	. .			
	. .	. .	. .			
	. .	. .	. .			
	. .	. .	. .			
	. .	. .	. .			
	. .	. .	. .			
	. .	. .	. .			
	. .	. .	. .			
	. .	. .	. .			
	. .	. .	. .			
	. .	. .	. .			
	. .	. .	. .			
	. .	. .	. .			

切り取ってご使用ください

本証は、次の福祉施設等を利用する場合に使用することができます。

1. 事業団の直営施設を利用する場合
2. 事業団が提携する百貨店・専門店・葬祭店などの割引制度を利用する場合
3. 事業団が提携するスポーツ・厚生・宿泊施設等を利用する場合

利用上の注意

1. 上記利用の際は、本証を窓口にご提示ください。(ただし,特別の利用証を別途発行する場合はこの限りではありません。)
2. 本証は、加入者、被扶養者以外は使用できません。
3. 加入者の資格がなくなったときは、直ちに、本証を事業団に返してください。
4. 本証を紛失された場合は、再発行を申し出てください。

直営施設一覧

札幌ガーデンパレス	(011)261−5311	箱根 対岳荘	(0460)82−2094
仙台ガーデンパレス	(022)299−6211	湯河原 敷島館	(0465)63−3755
東京ガーデンパレス	(03)3813−6211	葉山 相洋閣	(046)875−7300
名古屋ガーデンパレス	(052)957−1022	鎌倉 あじさい荘	(0467)22−3506
京都ガーデンパレス	(075)411−0111	金沢 兼六荘	(076)232−1239
大阪ガーデンパレス	(06)6396−6211	軽井沢 すずかる荘	(0267)45−7311
広島ガーデンパレス	(082)262−1122	志賀 やまゆり荘	(0269)34−2102
福岡ガーデンパレス	(092)713−1112	京都 白河院	(075)761−0201

東京臨海病院 (03)5605−8811
健康医学センター (03)5605−8822
総合運動場 (03)3695−8200

7090192100316-121171